

各都道府県教育委員会主管課長 様
 各指定都市教育委員会主管課長 様
 各都道府県私立学校主管課長 様
 附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課長 様

京都府健康福祉部長

京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票
の活用について

早春の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本府の健康福祉行政の推進に格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本府におきましては、食物アレルギーのある子どもに安心して、京都への修学旅行等の校外活動（以下「修学旅行等」という）を楽しんでもらうことを目的に、「食物アレルギーの子 京都おこしやす事業」を実施し、食物アレルギー専門医、宿泊施設、レストラン・食堂、旅行会社、NPO患者団体、行政等で構成する「食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト会議」を設置して、修学旅行等の受入施設における食物アレルギー対応のための体制づくりに取り組んでいます。

昨年3月には、修学旅行等で京都府内の宿泊施設を御利用いただくにあたり、食物アレルギーのある子どもの状況を記入いただくための食物アレルギー事前調査票を作成し、活用いただいているところですが、この度、宿泊施設に加え、団体向けに昼食等を提供する食事提供施設も対象とし、併せて情報提供いただくこととしました。

この調査票は、事前に保護者の方に食物アレルギーの情報を御記入いただき、正確な情報を受入施設・学校・旅行会社が共有することにより、食物アレルギーのある子どもに、京都府内の受入施設で食事を安全に提供することを目的として活用させていただくものです。

つきましては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校に対して、御周知いただき、修学旅行等で京都へお越しになる学校におかれましては、趣旨について御理解いただき、下記により調査票の活用につきまして、引き続き、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、京都府内受入施設の体制整備について、順次、推進しているところでありますので、個別の受入施設の食物アレルギー対応状況につきましては、旅行会社に御確認の上で、本調査票を御活用いただきますようお願いいたします。

記

- 1 事業の趣旨 子どもの安全を第一とし、アレルギー原因物質を除去した食事を提供することにより、安心して楽しく宿泊していただくこと
- 2 事業内容 特定原材料（卵、牛乳、小麦、そば、落花生、えび、かきの7品目）を除去の対象食品とし、アレルギー対応食を、栄養面にも配慮して、提供することに努めます。
- 3 方 法 安全にアレルギー原因物質を除去した対応食を提供するため、事前調査票により、正確な情報を提供していただくこととしています。

1) 事前調査票、保護者への依頼文書 別紙1のとおり

2) 事前調査票の流れ 別紙2のとおり

4 協力依頼内容

旅行会社から事前調査票の提供・依頼をさせていただいた場合、下記について御協力いただきますようお願いいたします。

- (1) 学校の健康調査で把握している食物アレルギーのある子どもの保護者に事前調査票を配付し、記載上の留意事項をよく確認の上、記載していただくよう、御指導をお願いします。(食物アレルギーのある子どもが把握できていない場合等は、状況に応じて全員に配付して下さい。)
- (2) 該当する子どもの事前調査票を収集し、修学旅行等の出発の1か月前までに、宿泊施設に原本を、食事提供施設、旅行会社に写しをお渡しください。(複数の宿泊施設を利用の場合は、先に利用する施設に原本、後に利用する施設に写しをお渡しください。)
- (3) 記載いただいた内容に基づき、受入施設においては安全な食事の調理・盛りつけに努めますので、配膳時の確認等、誤食予防に御協力いただきますようお願いいたします。
- (4) 調査票に基づき、必要に応じて受入施設から、学校・保護者にアレルギー対応に関する御相談を個別にさせていただく場合がありますので、御承知ください。

- 5 本取組内容の詳細につきましては、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kyoto-okosiyasu-taiou.html>) (「食物アレルギーの子 京都おこしやす」検索)に掲載しております。

担 当	健康福祉部健康対策課 健康づくり・企画担当
連絡先	075-414-4724

食物アレルギー事前調査票(保護者記入) <京都府版>

(フリガナ) 児童・生徒氏名		性別	男性 ・ 女性
保護者氏名			
学校名(団体名)		学年・組	年 組
連絡先(電話番号)	-		
旅行期間	平成 年 月 日 ~ 月 日		

①現在、医師に「食物アレルギー」と診断され、通院していますか。

- ・ 定期的に通院している
- ・ 1年以上、通院していない

②医師により除去が必要と診断されている食材について、除去該当欄の除去の要否に「○」をつけてください。*食材の加熱・非加熱等調理方法に関わらずアレルギーを起こす食材についてお答えください。

アレルギー物質		除去該当欄	
1	卵	・ 除去が必要	・ 除去は不要
2	牛乳	・ 除去が必要	・ 除去は不要
3	小麦	・ 除去が必要	・ 除去は不要
	しょうゆ	・ 除去が必要	・ 除去は不要
4	そば	・ 除去が必要	・ 除去は不要
5	落花生	・ 除去が必要	・ 除去は不要
6	えび	・ 除去が必要	・ 除去は不要
7	かに	・ 除去が必要	・ 除去は不要

上記以外に、医師により除去が必要と診断されている食品がある場合は、具体的な品目を下記にご記入ください。食材として用いないで調理を行います。加工食品については、表示義務がない食材であることから確認ができないことがありますので、詳細は個別にご相談させていただきます。

③食物アレルギーの症状が出た場合の治療薬をお持ちですか。

- ・ はい (飲み薬・注射)
- ・ いいえ

「はい」とお答えになった場合、薬剤使用のタイミング、病院受診のタイミングについて主治医の指示を受けておいてください。

本調査票は、食物アレルギーのあるお子様の校外活動において、宿泊施設、食事提供施設における食の安全を確保するための資料とすることを目的とし、宿泊施設、食事提供施設、学校及び旅行会社において共有するものです。その他の目的に使用することは一切ありません。

また本調査票は、個人情報の取扱いに留意の上、各機関・施設において責任をもちまして保管・処分いたします。

以上の個人情報の取扱いに同意の上、御署名いただき事前調査票を提出願います。

平成 年 月 日 保護者署名

食物アレルギーのあるお子様の保護者様へ

京都府では、食物アレルギーのあるお子様に、安心して修学旅行等の校外活動（以下「修学旅行等」という）をお楽しみいただくため、アレルギーの状況を事前にお教えいただく事前調査に御協力をお願いしております。

この調査票は、修学旅行等において、京都府内の宿泊施設、食事提供施設で食事を安全に提供するために、学校を通して宿泊施設、食事提供施設に御提出いただくものです。

京都府内の宿泊施設、食事提供施設においては、提出いただいた調査票に基づき、食物アレルギー対応食を提供させていただきますので、以下の留意事項を御確認の上、御記入いただきますようお願いいたします。

なお、調査票につきましては、安全に食事提供を行うため、京都府内の宿泊施設及び食事提供施設・学校・旅行会社で情報共有させていただきますので、あらかじめ御承知ください。

記載上の留意事項

1 「食物アレルギー」と「好き嫌い」

食物アレルギーとは、食物を食べたり、触ったり、吸い込んだりしたときに、体を守るはずの免疫システムが過剰に反応しておきる有害な症状をいい、好き嫌いとは異なりますので御留意ください。

2 調理施設・器具

全ての食材を同一環境で調理しており、調理器具等はアレルギー食専用のものを使用していませんが、十分に洗浄するなど注意しています。

3 アレルギー対応の食事提供

- アレルギー対応は、表示義務がある特定原材料（卵、牛乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）を対象とし、他の食品については対応出来ない場合があります。
- 安全性を確保するため、別メニューになることがあります。
- 誤配食を防ぐために、名札や座席指定などの対策を取らせていただきます。

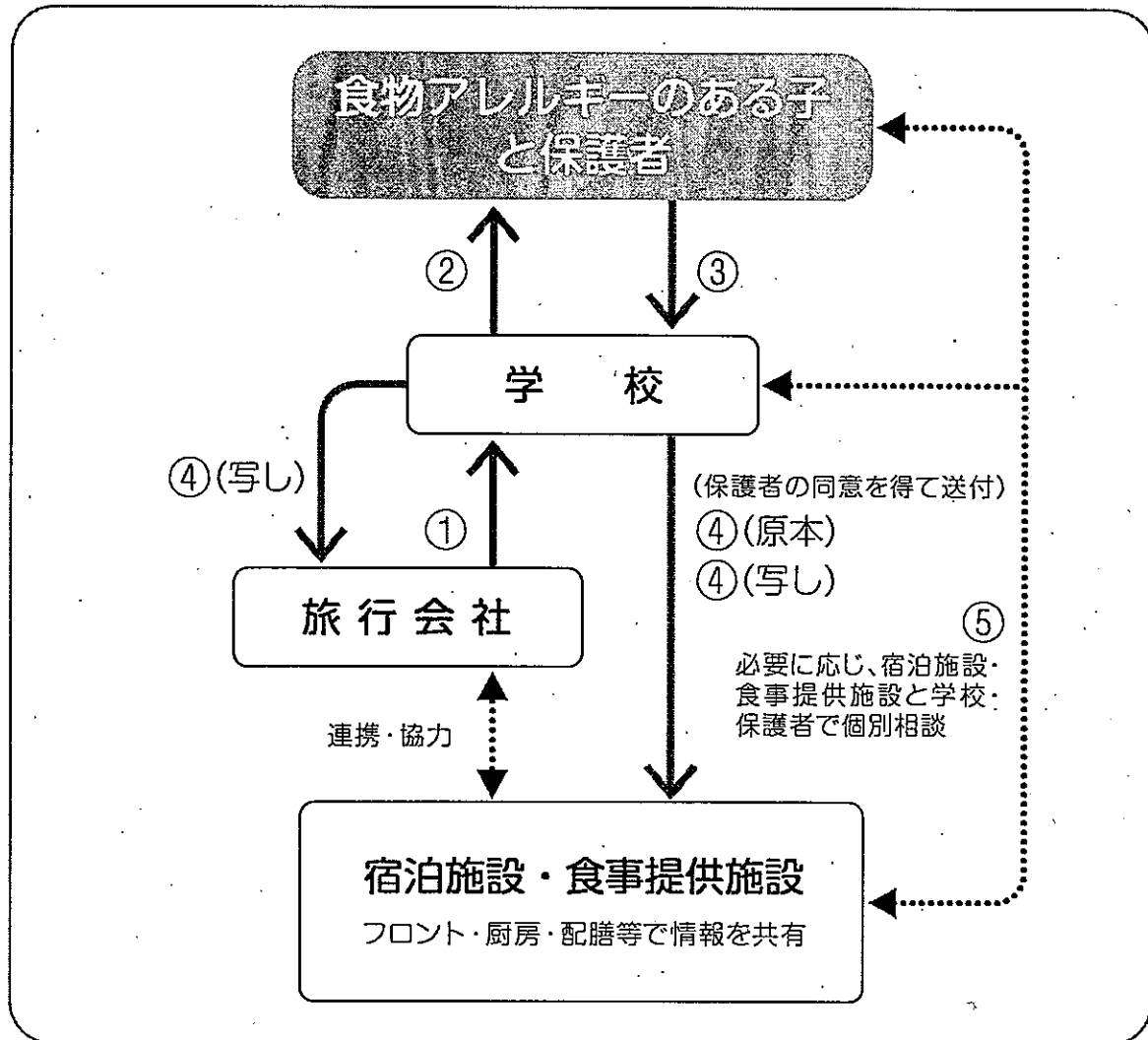
4 調査票の記入について

- 調査票の御記入にあたっては、主治医とも御相談の上、お子様の摂取状況を再度確認いただき、御記入ください。通院を中断されている場合には受診をお勧めします。
- 調査票提出後、宿泊施設等から必要に応じてアレルギー対応に関して個別に御相談させていただきます場合があります。

5 今回の修学旅行等で情報を共有する施設・旅行会社

施設 (利用日)	宿泊施設 (月 日)	宿泊施設 (月 日)	食事提供施設 (月 日)	食事提供施設 (月 日)	旅行会社
名称					
(担当者)	()	()	()	()	
連絡先					

「食物アレルギー事前調査票」の情報の流れ



- ①旅行会社から、京都府に修学旅行等にくる学校へ、事前調査票を提供・依頼
- ②学校から、食物アレルギーのある子どもの保護者に事前調査票を配布
(基本的には、学校における健康調査で食物アレルギーのある子どもを対象に事前調査票を配布しますが、入学直後等により把握ができていない場合など学校の状況に応じて全員配布の対応も可)
- ③保護者は、主治医と相談の上で事前調査票を記載し、学校へ提出
- ④学校は、事前調査票を回収し、修学旅行等の出発1か月前までに原本を宿泊施設に、写しを食事提供施設、旅行会社へ送付
- ⑤必要に応じ、宿泊施設・食事提供施設と学校・保護者が具体的な調理内容について相談
宿泊施設・食事提供施設のフロント、厨房、配膳の担当者が情報共有し、事故防止のための確認に使用